

川福総発 第11号
平成30年5月15日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 星野 隆男 様
同 関 裕通 様
同 石橋 俊伸 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果に対する措置について

平成30年1月25日執行の福祉部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項

(1) 使用料の納付期限について（福祉総務課）

福祉総務課の行政財産使用許可における第二庁舎使用料の納付期限において、原則として使用料は前納しなければならないところ、特別な理由が無い状況において、納付期限を年度末に設定している事案が見受けられた。

今後、負担の公平が損なわれないよう、川口市行政財産の使用料に関する条例に基づき適正に執行されたい。

【講じた措置の内容】

当該使用料は、第二庁舎に設置している自動販売機にかかるもので、固定資産税評価額から算出した土地・建物使用料及び光熱水費を請求しているものです。

指摘を受け、川口市行政財産の使用料に関する条例に基づき、土地・建物使用料につきましては、年度当初に徴収するよう改善いたしました。

(2) 高齢者世帯住替家賃助成金について（長寿支援課）

長寿支援課の川口市高齢者世帯住替家賃助成実施要綱に基づく助成金支給事務において、助成金支給後、引き続き適正な受給者であることを確認するた



めに実施する実態調査の結果について、口頭報告で処理していた。

今後、事務の執行にかかる必要な文書の作成及び決裁が行われるよう、川口市事務決裁規程等に基づき適正に執行されたい。

【講じた措置の内容】

年1回の実態調査の実施及び完了の報告について、事務決裁規程に基づき適正な事務を執行いたしました。

(3) 電子複写機貸借について（長寿支援課）

長寿支援課の貸借契約において、委託契約書を取り交わしているものが見受けられた。

今後、契約の種類に応じた適切な契約が行われるよう、川口市契約に関する規則等に基づき適正に執行されたい。

【講じた措置の内容】

貸借契約を交わすところを、誤って委託契約書を作成し契約してしまったため、貸借契約書に修正し契約を取り直いたしました。

